

アメリカにおける法人犯罪対策について

——ステイブン・A・ヨードーの見解——

藤 岡 一 郎

企業犯罪に対する適正な規制の理論・制度の構築・整備は、果たさねばならない課題である。アメリカ合衆国においてこの課題に答えようとする論稿は、一方では責任論の再検討を通じて、他方では、従来の規制の見直し、特に刑事制裁の効果についての分析を通じて、より効果的な企業犯罪防止手段の検討を行っている。前者については、たとえば、Federal Food, Drug & Cosmetic Act of 1938, 21 U. S. C. §§ 301-92 (1970) 違反の判例、つまり、U. S. v. Dotterweich, 320 U. S. 277 (1943) や U. S. v. Park, 421 U. S. 658 (1975) などの検証によって法人上層部に対する厳格刑事責任の再肯定という形で企業犯罪における刑事責任の検討がなされている。しかし、この問題を解明するにあたっては責任論だけでなく法人の違法行為に対していかなる規制が妥当であるのか、なかでも刑事制裁はどうあるべきかといった後者の刑罰論の基本的検討を無視す

るわけにはゆかない。以下に紹介する論文【Stephen A. Yoder, Criminal Sanctions For Corporate Illegality (69 J. Crim. L. & Crimino. 40 1978)】の著者も刑事制裁のもつ意義といった基本的問題に関する見解を展開したのち、現行の法人に対する刑事規制の欠点を指摘し、その改善への大胆とも思える提案をなすものである。順次、紹介致すこととする。

(一) 複雑で広範な影響をおよぼす企業犯罪の増加に対して、一方では、消費者運動の高まりが立法機関に対して消費者保護のための立法化を促し、他方、司法機関をして、たとえば連邦法違反の法人代表者に拘禁刑の制裁の発動を促した。しかしこのような動向は、法人の上層部の自覚を高めることにはある程度の効果があったとはいえず、企業犯罪の発生率を引き下げるまでの効果があったかについては疑問である。その主たる原因

は、企業活動を規制するために設けられた連邦法の罰則規定の著しい不備にある。したがって、企業活動に対する規制を実効あらしめるには、議会が新しい制裁規定を設けるべきである。本稿はこの立案関係者が適正な制裁を選択する際に考慮しなければならぬ三つの重要問題を論じようとするものである。それは、①道徳固有の問題であり、②刑罰の目的の解明の必要であり、そして、③留意されねばならない刑罰の目的と刑事制裁の立法との調和をはかるということである。順次、考察する。

(1) 道徳的中立性の問題　道徳的中立性の問題とは、刑法が社会統制の手段だとして、企業犯罪は果たして不道徳といえるのかという問題である。企業活動の中で許容される行動と法的に許容される行動とは必ずしも一致しない。たとえば、法的には問題視される価格操作や外国人への賄賂行為等が、ビジネス・マンのモラル・コードには何の抵抗感もなくおさまっている。ビジネス・マン自身は自己の行動が犯罪を構成するとは考えておらず、かりに訴追されたとしても、裁判官は一体に他の犯罪に比して寛大な判決を下しがちであるし、またこのような違法行為に対する国民の憤激が組織化されることもあまりなかったことから企業犯罪は道徳的に中立的なものともみられてきたのである。パッカー (H. I. Packer) の言うように、「刑法が容赦なく適用されるに必要な憤激や義憤の感覚を昂揚させ

る」ことはなかったのである。

しかし、消費者運動が進展すると共に企業犯罪について国民は次第に目覚めはじめただけでなく、消費者自からが、自己に降りかかる経済的・身体的侵害を自覚しはじめた。そして、このような国民の覚醒は、企業の不正行為に対する刑事制裁の必要性を促す。ここに到ると、ビジネス・マン、司法当局と国民との間にもはや道徳的合意が存在しなくなる。このような状況下で刑法は社会変革 (social change) (ここでは企業の不正行為の変革) の手段として適切であるかどうかが問題となる。

刑事制裁を拒否する論拠として、刑事制裁が過剰にわたると道徳的ステイグマ性をあいまいにする傾向をもつことが挙げられ、刑事制裁に代え、伝統的な損害賠償やインジャンクション (injunction) のようなシビル・サンクション (civil sanction) をともなうシビル・ペナルティズ (civil penalties) の体系の重要性が主張される。シビル・ペナルティズは刑事制裁に伴なう道徳的非難というステイグマを回避できるし、民事に比して、訴答要件の簡略化、挙証責任からの解放、陪審を避ける権利の保障等、刑事訴追にみられる訴訟負担を軽減しているとしてその活用が主張されるのである。

しかし、上述のような民事的な強制制度の必要がなく、刑事制裁こそが企業犯罪に対する適切な手段であるとする理由とし

て次の点が考えられる。①道徳と刑法は相互関係にはない。それゆえ、立法者がある行為に刑事制裁を科すか否かを定める規準は、その行為が道徳的に正当かどうかではなく、そうすることと何らかの社会的利益をもたすか否かにある。②経験的知識によれば、規制される者が、ある法を道徳的に是認したとしても、その法に従うとは限らないのである。レイン (R. E. Rane) の研究によっても、企業犯罪では、企業内部におけるその人の立場・地位が、不正行為を招きやすいとされている。さらに③経済活動を規制するために刑事制裁を用いても、それが過剰になる恐れはほとんどないという点である。というのは、刑事制裁は他の規制手段との関連のもとで、主として補充的に使用され、一般的に常習犯や極端にひどい不正行為のために設けられているからである。これらのことから刑法は企業の不正行為に対応する有益な武器であると考えられる。

(2) 刑事制裁の目的 これまでの実証的研究も、刑事制裁の目的を説明するには到っていない。しかし、刑法が社会統制の手段として受け入れるとその目的は何なのかが問われてくるし、立案関係者はこれを避けて通るわけにはゆかない。通常、一般予防、特別予防、応報、教化がその主たる目的とされ、中でも一般予防は、企業犯罪に対する刑事制裁の使用を正当化する主たるものだと学者、実務家がひとしく是認するものである。

一般予防の機能は、威嚇と刑罰を結合することによって未然に犯罪を防止する。もちろん、威嚇の有効性は、①個人の差異、②行為の類型、③威嚇の伝達方法、④威嚇された結果の類型、⑤結果のもつ過酷さの変動、そして⑥威嚇の確実性の6つの相互に關係する変数が犯罪防止に影響を及ぼす。その第一の点に關していえば、企業犯罪においては、法人の上層部は将来の状況判断にすぐれ、身の危険を回避するのに敏で、また高い社会性を持ち、権威や高い経済的・社会的地位に対して強い関心を持つ人々であるから、威嚇には敏感である。また企業犯罪の行為類型は衝動的な犯罪ではなく、時間を費した計画的な (deliberate) ものであるゆえに威嚇に反応しやすい。さらに法人の上層部への威嚇の伝達は、法改正による法人罰則の加重化の動きに敏感であり、また、結果として、ビジネス・マンは自己の様々な特権を喪失し、烙印をおされることにも反応するであろう。さらにその結果がひどいものであれば、威嚇に対する反応も変わるであろう。企業犯罪における動機と結果の相互關係が正確に経済的分析になじむ限り、一般予防の効果を測定するのに助けとなるが、厳格責任を前提とする限り、あまりこの分析は有効とはいえない。ここまでの議論は、刑事制裁の内容を決定する際に潜在的に考慮されることである。それではなぜ、企業犯罪は増加するのか。その解答の一部は、少くとも最後の

威嚇の確実性に關係する。刑事制裁の確実性は、逮捕される可能性と有罪とされる可能性の二段階で問題となる。企業犯罪では、この二つの段階におけるその可能性がかなり低いのである。しかし、結論的に言えば、法人にはなく法人の上層部に対する過酷な刑罰は有益な効果をもたらす。

次に、特別予防についても、企業上層部に対しての刑罰は有益である。確かに実務家のいうように、刑事罰が本當に本人に向けられていないという面は残ってはいる。また、古い応報の觀念も、天罰・當然の報いとして、より過酷な刑罰を科すのを正当化し、最近でも、連邦裁の判決にあるように、拘禁刑を原理的に正当化して、応報の觀念を確認し、社会復帰を副産物化している例にもみられる。しかし、応報の觀念が感情的で気まぐれなものに留まる限り企業犯罪に対する刑事制裁の唯一の目的とするには妥當でない。また刑罰の教化理論のもとでは、刑事制裁の執行にとまなう、起訴・審理・判決の各段階をマス・メディアが報道することによる副産物として、企業犯罪に対する刑事制裁の必要性と妥當性を促がす環境づくりがなされる。このようにしてつくられた国民の潜在的知見は、新しい刑事制裁を設ける過程で考慮されねばならない。

以上のことを要約すれば、次のようになる。確かに企業犯罪の道徳性についても合意はなく、刑事制裁の主たる目的は、威

嚇・一般予防にあるとはいえ、これまでその実効性は低いとされてきた。今日まで、企業犯罪に対して刑事制裁が十分に有効であったとはいえないけれども、国民の覺醒を背景に、刑事制裁は企業犯罪に対する有効な・存続すべき武器なのである。

(二) 現存の刑事制裁の効果

(1) 法人に対する制裁 言うまでもなく現行連邦法の下では、特別な規定によらずとも、刑事責任を課すことは可能である。ある制裁が一定の予防効果をもつかどうかは、法人に対する刑事制裁によってその法人のかける費用が、違法を続ける便益にまさるかどうかに依存する。現在、執行されている法人に対する罰金は、法人の便益を低下させる制裁 (profit-diminishing sanctions) として信頼性に欠ける。その理由は、法人の資産、法人の与えた損害額に比べ、罰金額の最高額があまりにも低いし、さらにその罰金の最高額はめったに科せられないことにあらわれている。その一つの原因は、不抗争の抗弁 (nolo contendere plea) (II 被告人が有罪を認めないけれども検事の主張を争わないという答弁) の使用にある。因みに、反トラスト法の判例史上、全有罪宣告の七三%がこの答弁を経て罰金刑となったものである。

また、罰金はそれを科すことで法人を善導するということに

も失敗している。報道機関による一種の社会的制裁もあまり当てにできないとすれば、理論的には、消費者の自覚に待つしかない。法人が刑事制裁を課せられたと消費者が意識するならば法人自身も何らかの責務を果たそうとするであろう。それがひいては、企業を監視する消費者の運動を助長することとなる。

しかし、現在、多くの大企業は、費用便益計算 (cost/benefit analysis) のもとで、罰金額は、他の企業活動上の公的料金額より低額であるために罰金を納めてもなお便益がまさると考えているのである。

(2) 個人に対する制裁 現在、企業犯罪に対する刑事制裁の中で、個人に対する刑事制裁は、企業犯罪に対するもっとも有効な解答であるように思われる。特に個人の訴追によるステイグマは、ホワイト・カラー犯罪者に対し、一般予防的にも特別予防的にもすぐれたものである。

しかし、大部分の法令では自然人に対する比較的容易な刑事訴追とその潜在的な意義にもかかわらず、法人内部の政策決定者に向けられた刑事制裁は、ほとんど有効でないことが立証されている。実際のところ、その個人訴追の最大の障害となっているのは、その状況をもたらした本当の関与者を企業が隠す傾向をもっているためである。さらに陪審が法人に有罪宣告を下すのはまれではないのだが、同じような審理で、同じような犯

罪に対して、個人を無罪にする現象もみられる。それは、陪審員が犯罪行為と同情の対象となる被告人とを、しばしば分ける傾向があるからである。また、ホワイト・カラー犯罪者の刑事訴追に対しては、裁判官はその審理・裁判を回避しがちであるし、また、不抗争の答弁の受容が、個人に対する実効ある訴追の大きな妨げとなっている。また、罰金は、企業犯罪のために有罪とされる個人に対して科せられる、もっともありふれた刑事制裁であるが、被告人が罰金支払を事実上免責される場合には有効な犯罪予防手段とはなりえない。現在、大部分の大企業の内規には、免責条項が広く存在するばかりでなく、十七以上の州でそれを認めている（たとえば、*Delaware General Corporation Law*）。その理由は、優秀な人材の確保とそれを欠くことによる企業活動の停滞を回避するためである。しかし、それは反って企業がその上層部自身の不正行為を容認する面も生みだしている。

企業犯罪で有罪とされる個人に対して、拘禁刑がほとんど全ての条文に存在する。しかし、裁判官や陪審員はこれをほとんど科さないし、科したとしても他の犯罪者に比べ寛大な処置をしている。皮肉なことだが、この拘禁刑こそが、企業犯罪における個人に対する制裁としても、もっとも簡単に効果の上にとされているのにこのような寛大な取扱いがおこなわれている。

権しかし、刑務所収容によって生じる諸権利の喪失、社会的地位の失墜などは企業の上層部にとって不愉快極まりないものであり、制裁の効果は大きいのであるから検討の余地は残されている。

(三) 改正への提言

最近、現行の不十分な企業犯罪防止策に対して改善の処方箋が出されている。このように現行の制度は必ずしも十分ではない。そこで、刑事制裁のもつ表面にあらわれない目的に留意しながら、これらの提案の実効性と実現性を検討する。

今日、この種の犯罪に対する連邦の規制立法の執行にともなっている基本的問題は、通常の他の犯罪者の場合に課せられるようには、現行の有効な刑事制裁さえ課されていないということである。前述したような裁判官や陪審の企業犯罪に対する道徳的中立性にまつわる問題と連邦段階での刑罰の規定・執行の不統一性のためもある。そこで議会は新しい一連の合理的な刑罰規定を置き、他方、裁判所は一連の判例変更によって、この刑罰の不統一性の問題について解決をはかろうとしている。特に、判例変更の幅を決定する際には、刑罰の目的についての立法者の意思を軽視できないが、そもそもこのような判例の不均衡が生じるのは、その幅を決定する判断規程が存在しないた

アメリカにおける法人犯罪対策について

めである。それゆえ、企業犯罪に対する有用な判断基準には、責任の程度、法人の規模、自責の念や更生の意思のような犯罪者自身に関わる要素と同等に、特別な犯罪に対する刑事制裁の目的や企業犯罪の規模も包含すべきであろう。また一方、議会は、各独立の行政機関を設け、その行政機関に犯罪者に向けての勧告を出させ、また裁判官のための裁判準則を規定し、取締機関にはその取締のガイドラインを公表させるよう規定することも可能であろう。

(1) 法人に対する制裁

(a) 罰金 罰金額を高めることは、零細な企業にとってその弊害があまりにも大きく、それに代えて、企業資産、当該期利益にみあった罰金を最高限度額としたり、企業の規模、企業の与えた損害額との調整が必要となるが、この種の計算をおこなうことは容易ではない。また罰金を株主や債権者に負担させ、時に、商品の価格を上げることに転化する場合もあろう。そこで、公共性をもった現代の企業の企業内政策に、株主や債権者が直接的に大きな影響力をもっていると考えるのは非現実的であるが、間接的であろうと、消費者が企業活動を牽制する役割を担うべき理由はある。つまり、有罪とされた企業が、取引上競争があると仮定すれば、企業犯罪に対する罰金を商品の価格に吸収することはできないし、逆にそのようなことをすれば、

利益は落ち、債務や担保による資金調達は困難となり、企業活動の拡張は縮小へと転じ、投資家は、法を遵守する企業を探すことになるからである。

(b) 公示 (Formal Publicity) この提案は既に限定された範囲で有効な威嚇力をもつとされている制度である。これは、企業が有罪となったという一種の公告を適当なメディアを通じて国民——少くともその利害関係者——に出すことを要求するものである。しかし、この制度の欠点は制裁の効果が予測できないことである。というのは皮肉にも、宣伝に消極的な反応しか示さない消費者こそが、現実を受けた損害以上に企業を罰することができる、反対に企業はそれを打ち消すように自由に矢張り早やのイメージ創出の宣伝活動を行うことができるからである。

(c) 法人の社会復帰 更生させるということは、一般的には、自然人を対象に考えていたために、法人には適用されなかった。有罪とされた法人が、犯罪をさらに犯さないように改善され社会に復帰するための処遇に関して、二つの提案がある。

① 企業を保護観察に付するというもので、一種の公的管財人の設定を条件に企業が一定の条件を満たす約束をする限り営業を続けることが許されるとするものである。その例は、U. S. v.

Atlantic Richfield Co., 465 F 2d 58 (7th Cir. 1972) にみ

られるパーソンズ判事の提案である。この提案を実現するためには、認可・許可状に関して連邦と州での調整が必要である。②次は、内部通報者の育成である。従業員に対して内部告発を求めることは困難であろうが、有罪とされた企業には、その企業の要職に内部告発をおこなう監督者を雇うよう求めたり、また内部告発者への報復を阻止する手だてが必要である。

(d) 企業の隔離 (Corporate Quarantine) 個人が刑務所に拘禁されるのと同じく、国の内外を問わず企業活動の権利を一時停止するものである。ブローカーやディーラーの登記を取消したり、企業活動を停止する権限をもつ証券取引委員会 (S.E.C.) と同様な制度である。この案は、罰金刑に伴う難点を解消させる長所がある。しかし、次のような問題点をかかえている。①その予防、応報、教化の目的は、罰金や限定された公告 (limited publicity) のような比較的緩やかな他の手段によって、多分達成することができるし、②この制裁を受けた企業に働く人々や、その周辺の地域社会の住民には、差止期間、多大の苦痛を与えるであろうし、また、③その企業の債権者やお得意様をこの制裁は無視するために、法人の契約上の義務または他の何らかの法人の義務を遵守することができなくなるなどの点がある。

(e) 強制解散 (Forced Dissolution) 企業やその代理人が

悪質な犯罪行為を行うと、裁判所は許可状その他の資格を奪い、さらに、不正行為から国民の利益を守ることを当の関係者に命令するものである。ここでも、連邦・州の統一的な訴追方式が考案されるべきである。この案は企業にとって死刑にも相当するのであるから、悪質な不正行為に限るべきであり、また比較的この使用はまれなことであろうことを考えると一般・特別予防は無視してもよいであろう。

(f) 現行法令の解釈運用 ① Conspiracy Against the Rights of Citizens, 18 U. S. C. § 241 は、「合衆国憲法によって保証された権利あるいは特権の自由な行使や享有によって二人以上の者が、市民を何らかの手段で嚇すことを謀ったならば」千ドル以下の罰金あるいは十年以下の拘禁刑が科せられると規定されている。だとすれば、理論的には、この条項は生環境を清潔に保ったり、競争市場の混乱から市民を保護するために役立つはずであるのに裁判所はこのような適用拡大をためらうのである。② Forfeiture of Property in Transit, 15 U. S. C. § 6 の活用によって、政府の許可を取消さないで、企業活動の一部分を分離したり、あるいは、犯罪に関わる当該商品没収しようというものであって、その効果は企業に科す罰金と同じである。③ Federal Procurement Regulations, 41 C. F. R. § 1-1.6 この条項は政府との契約に際し、罪を犯した

アメリカにおける法人犯罪対策について

企業を除外したり、停止したりするものである。防衛産業の関係企業にとっては大きな効果をもつと思われる。

(2) 個人に対する制裁

(a) 罰金 法人に対してと同様のことがいえるが、より現実的な改正は免責条項を撤廃することであり、罰金額の適正さをはかることである。法の規定する罰金額とは別に、その事例の状況（たとえば、免責条項に基づかない場合でも、事実上、企業負担となっている状況など）によっては、罰金額を裁判官の裁量に委ねることも一案である。

(b) 拘禁刑 一定の企業犯罪を犯すと必ず拘禁刑が科せられるという確実性こそが、その執行がまれなこともあって、威嚇効果を高めるのである。そこで条文には短期の拘禁刑が規定されるが、裁判官はいろいろの（たとえば、本人の健康、家庭状況、犯罪における役割など）減刑事由を活用しようとする。しかし、純粋に経済的視点に立てば、社会に費用負担をかける拘禁刑は適切な処方ではなく、罰金刑がすぐれているといえよう。まさに罰金の支払能力の高い企業の上層部には、罰金が適当だともいえる。そうでなければ、R.A. ポズナーのいうように、結局、企業犯罪に対して寛大な処置に留まることになる。

(c) 資格剥奪 これは、Federal Chartering Act などにもあるように企業の上層部の人が、有罪の宣告か不抗争の抗弁

によって五年間、アメリカの法人、組合の幹部として職務を執ることを禁止するものである。信用ある地位を失なうことになるが、企業を辞めることにはつながらない。したがって制裁の威嚇や更生の価値はそれだけ低下する。

(d) 行動に関する拘束措置 (Behavioral Sanctions) これ
は、いわゆる代替制裁 (Alternative sanctions) である。しかし、これは初犯にだけ通用するに留まるし、現行法規上、それが利用されるということも期待できない。また、裁判官は、何ヶ月も宣告を引きのばし、その間に被告人が奉仕活動をなすことを促し、そして、その奉仕活動を減刑事由とすることによって、事実上、その宣告に対する控訴を妨げる等の問題を残す。そこで、初犯にのみこれを科し、制裁の適正な種類は裁判官の裁量に残しておくのが可能な解決法となろう。

(四) ま と め

以上のように種々の新しい刑事制裁を提案したり、現行法の効果的な活用方法を考えたりすることはできる。しかし、今後に残された課題は、企業犯罪に対して刑事制裁の目的を威嚇力に置く前提で、なお多くの事例の検討を重ね、提案の実現性と実効性の検証を深めることであろう。なぜなら企業犯罪のような特殊な部類の犯罪に対し特殊な制裁を対置させる程、刑罰理

論と現代の企業の性格との相互関係についての知識は十分に蓄積されてはいないからである。

.....
以上で簡単な紹介を終えるが、感想を述べて稿を閉じることにする。

日本では企業犯罪に関する議論の中心は、今のところ現行法規の解釈論にあるが、早晚、立法論も問題とならざるを得ないであろう。本論文を紹介した意味もそこにある。ただし、本論文にもみられる諸提案自体が、なお多くの課題を残していることは、筆者自身も指摘するように否定できない。また、日本の現状では、現行の諸法規、特に行政法規の活用については検討の余地が多分に残されている。英米法だけでなく、大陸法系諸国の動きをもにらみながら、わが国独自の立法論的展開が望まれるところであり、本稿がその一助となれば幸いである。